

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の開始等について

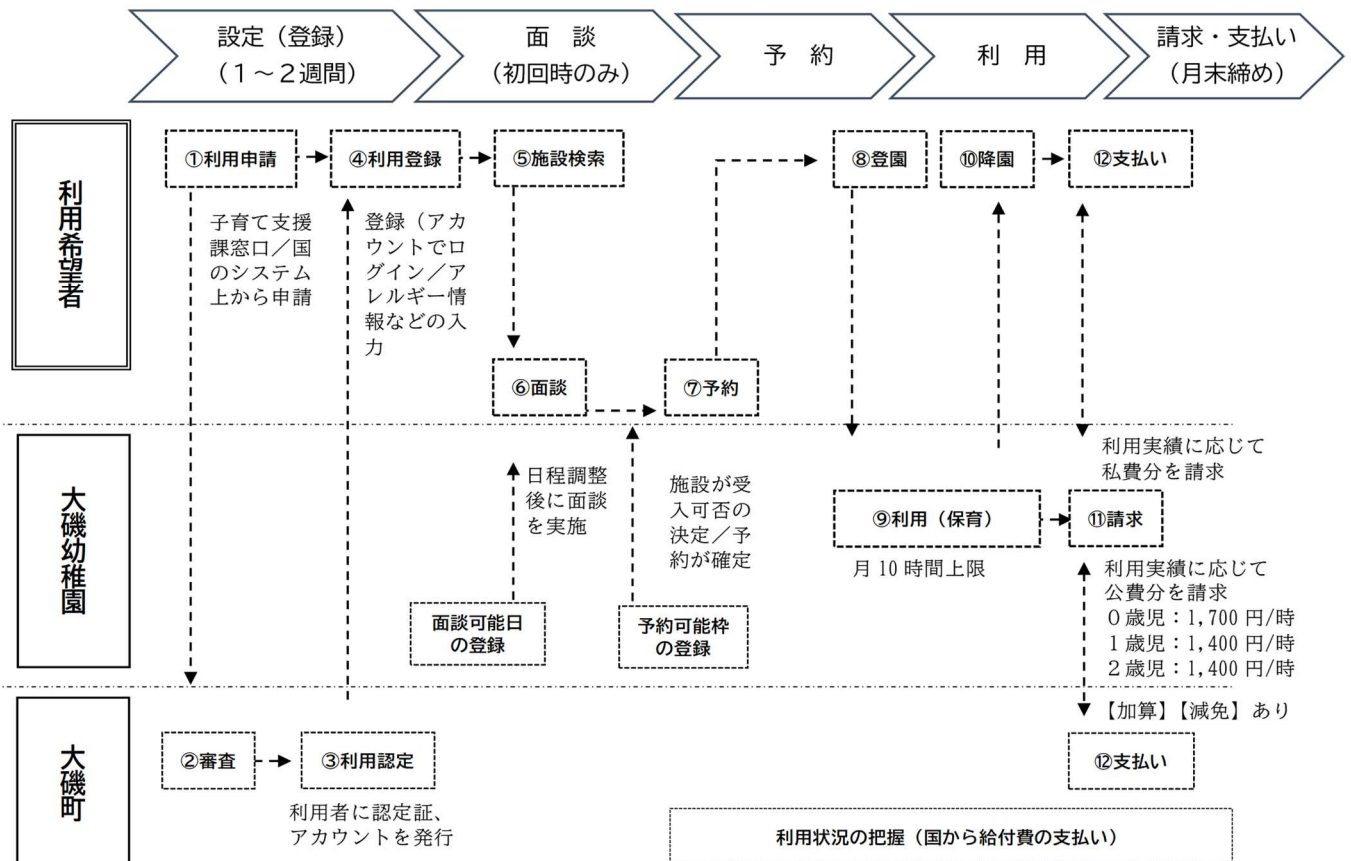
事業概要

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律で、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する目的で創設され、令和8年4月から全国の自治体で実施する事業です。

（図1）乳児等通園支援事業の利用対象者

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
就労要件あり	□保育所、認定こども園など ※小学校就学まで						□小学校
就労要件なし	■乳児等通園支援事業 ①0歳6か月以上満3歳未満 ②子どものための教育・保育給付を受けていない者（未就園児） ③月一定時間（月10時間）までの利用可能枠・時間単位の柔軟な利用			□幼稚園 ※満3歳から小学校就学前まで			※満6歳に達した日の翌日以降における最初の学年の初めから

（図2）利用の流れ（令和8年度）



(図3) 関係条例の整備

条例名	大磯町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 【認可基準】	大磯町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 【確認基準】
関係法律	児童福祉法	子ども・子育て支援法
国基準	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準 (施設の認可基準)	特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準 (給付費の支払い基準)
条例の目的	実施施設の認可にあたり、衛生管理、設備及び職員配置等について定めるもの	乳児等通園支援給付費の給付対象施設の確認や利用者の給付認定に関する運営の基準等について定めるもの

(図4) 認可・確認の流れ

